

積水ハウス・リート投資法人 第6回無担保投資法人債（グリーンボンド）の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、積水ハウス・リート投資法人が発行するグリーンボンド（以下「本グリーンボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンドで調達された資金は、その全額を、2020年2月28日に償還期日を迎える積水ハウス・レジデンシャル投資法人第2回無担保投資法人債（発行者は2018年5月に積水ハウス・リート投資法人と合併、また、調達資金は適格クライテリアを満たす特定資産の取得のための借入金の返済資金に充当）の償還資金に充当する予定です。

積水ハウス・リート投資法人は、グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」^{※1}および「グリーンボンドガイドライン2017年版」^{※2}に即したグリーンボンドフレームワークを制定し、サステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における ESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまの ESG 債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative^{※3}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの ESG 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESG をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- ※2 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」とは、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、もって我が国におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表したガイドラインです。
- ※3 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。